

(中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する旅費、日当及び宿泊料の額を定める政令等の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する旅費、日当及び宿泊料の額を定める政令(昭和二十七年政令第六十二号)

二 中央更生保護審査会及び地方更生保護委員会における記録の保存に関する政令(昭和六十二年政令第三百八十六号)

三 中央更生保護審査会の専門委員に関する政令(平成十二年政令第二百七十二号)

附 則 (平成二十一年三月三十一日政令第七八号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月二十六日政令第三九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作为についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年四月一五日政令第一九九号)

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一九日政令第六〇号)

(施行期日)
1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年十二月二四日政令第三四一号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年四月七日政令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(更生保護法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第二十一条の規定による改正前の更生保護法施行令第八条の表五の項ニ及びホに掲げる記録の保存については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年六月九日政令第二〇四号)

(施行期日)

1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年八月四日政令第二五八号)

(施行期日)

1 この政令は、刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年十二月一日)から施行する。

(更生保護法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正前の更生保護法施行令第八条の表四の項ハに掲げる記録の保存については、なお従前の例による。